

厚生労働省発生食 0401 第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

生活基盤施設耐震化等交付金の交付について

標記の交付金の交付については、平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省発生食 0331 第 27 号厚生労働事務次官通知の別紙「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内関係団体等に対する周知につき配慮願いたい。

生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="705 359 1108 470">厚生労働省発生食 0331 第 27 号 平成 29 年 3 月 31 日 最終改正 厚生労働省発生食 0401 第 1 号 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="114 507 163 531">別紙</p> <p data-bbox="427 568 801 592">生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱</p> <p data-bbox="114 628 304 652">第 1～第 5 (略)</p> <p data-bbox="114 689 383 713">第 6 交付の対象となる事業</p> <p data-bbox="143 719 237 743">1 (略)</p> <p data-bbox="172 750 367 774">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="172 780 1108 863">(4) 水道事業における IoT・新技術活用推進モデル事業 IoT 技術又は新技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、厚生労働大臣が認める事業</p> <p data-bbox="172 869 282 893">(5) (略)</p> <p data-bbox="143 900 237 924">2 (略)</p> <p data-bbox="114 960 327 984">第 7～第 20 (略)</p> <p data-bbox="114 1048 237 1072">別表 (略)</p>	<p data-bbox="1713 359 2116 470">厚生労働省発生食 0331 第 27 号 平成 29 年 3 月 31 日 最終改正 厚生労働省発生食 0616 第 3 号 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="1122 507 1171 531">別紙</p> <p data-bbox="1435 568 1809 592">生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱</p> <p data-bbox="1122 628 1312 652">第 1～第 5 (略)</p> <p data-bbox="1122 689 1391 713">第 6 交付の対象となる事業</p> <p data-bbox="1151 719 1245 743">1 (略)</p> <p data-bbox="1180 750 1375 774">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1180 780 2116 863">(4) 水道事業における IoT 活用推進モデル事業 IoT 技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、厚生労働大臣が認める事業</p> <p data-bbox="1180 869 1290 893">(5) (略)</p> <p data-bbox="1151 900 1245 924">2 (略)</p> <p data-bbox="1122 960 1256 984">第 7～第 20</p> <p data-bbox="1122 1048 1223 1072">別表 (略)</p>

別紙様式1 事業計画

別紙様式1 事業計画

生活基盤施設耐震化等事業計画

(元号) 年 月 日

計画の名称																												
計画の期間						交付対象																						
計画の目標																												
計画の成果目標(定量的指標)																												
定量的指標の定義及び算定式																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (元号)年度当初</th> <th>中間目標値 (元号)年度末</th> <th>最終目標値 (元号)年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												定量的指標の現況値及び目標値			備考	当初現況値 (元号)年度当初	中間目標値 (元号)年度末	最終目標値 (元号)年度末										
	定量的指標の現況値及び目標値			備考																								
	当初現況値 (元号)年度当初	中間目標値 (元号)年度末	最終目標値 (元号)年度末																									
全体事業費 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円																	
全体交付額 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円																	
交付対象事業																												
A 水道施設等耐震化事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
B 水道事業運営基盤強化推進等事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
C 官民連携等基盤強化支援事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
D 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
E 生活基盤施設耐震化等効果促進事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												

別紙様式1 事業計画

別紙様式1 事業計画

生活基盤施設耐震化等事業計画

(元号) 年 月 日

計画の名称																												
計画の期間						交付対象																						
計画の目標																												
計画の成果目標(定量的指標)																												
定量的指標の定義及び算定式																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (元号)年度当初</th> <th>中間目標値 (元号)年度末</th> <th>最終目標値 (元号)年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												定量的指標の現況値及び目標値			備考	当初現況値 (元号)年度当初	中間目標値 (元号)年度末	最終目標値 (元号)年度末										
	定量的指標の現況値及び目標値			備考																								
	当初現況値 (元号)年度当初	中間目標値 (元号)年度末	最終目標値 (元号)年度末																									
全体事業費 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円																	
全体交付額 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円																	
交付対象事業																												
A 水道施設等耐震化事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
B 水道事業運営基盤強化推進等事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
C 官民連携等基盤強化支援事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
D 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												
E 生活基盤施設耐震化等効果促進事業																												
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)		全体事業費(千円)	全体交付額(千円)	備考																	
合計																												

III 官民連携等基盤強化推進事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
IV 水運事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
VI 指導監督交付金												
合 計 (I + II + III + IV + V + VI)												

- (使用方法)
- 変更場合には、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記入すること。
 - 別紙様式3の別添として使用する場合は、標題を「(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金変更交付申請書」とすること。
(記載上の注意)
 - 「事業種別」欄には、「土木」、「築木」、「数機」、「用向」、「築観」の別を記入すること。
 - 「地域種別」欄には、「一般」、「離島」、「奄美」の別を記入すること。
 - 「事業区分」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(表第1)及び別表第2により該当する事業を記入すること。
 - 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む。)を記入すること。
 - 「別財金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、数額等により取捨施設の不用品材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
 - 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植栽、その他当該水運施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(表第6)に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付条件外とした経費を記入すること。
 - 「施設費」欄には、「総事業費」から「別財金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか大きいものを差し引いた額を記入すること。
 - 「基準事業費」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(第7)により算定された事業費を記入すること。
 - 「交付基本額」欄には、「施設費」と「基準事業費」を合計していずれか少ない方の額を記入すること。
 - 「交付金所要額」欄には、「交付基本額」に生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(別表第1)及び別表第3に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨すること。
 - 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 - 「交付金」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、「交付金所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付金所要額」を記入すること。
 - 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の維持管理に要する費用」については、「備考」欄に「負担金」又は「分担金」と記入すること。

III 官民連携等基盤強化推進事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
IV 水運事業におけるIoT活用推進モデル事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業												
1												
2												
3												
4												
小 計												
VI 指導監督交付金												
合 計 (I + II + III + IV + V + VI)												

- (使用方法)
- 変更場合には、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記入すること。
 - 別紙様式3の別添として使用する場合は、標題を「(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金変更交付申請書」とすること。
(記載上の注意)
 - 「事業種別」欄には、「土木」、「築木」、「数機」、「用向」、「築観」の別を記入すること。
 - 「地域種別」欄には、「一般」、「離島」、「奄美」の別を記入すること。
 - 「事業区分」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(表第1)及び別表第2により該当する事業を記入すること。
 - 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む。)を記入すること。
 - 「別財金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、数額等により取捨施設の不用品材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
 - 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植栽、その他当該水運施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(表第6)に定める以外の事業費並びに事業実施計画上交付条件外とした経費を記入すること。
 - 「施設費」欄には、「総事業費」から「別財金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか大きいものを差し引いた額を記入すること。
 - 「基準事業費」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(第7)により算定された事業費を記入すること。
 - 「交付基本額」欄には、「施設費」と「基準事業費」を合計していずれか少ない方の額を記入すること。
 - 「交付金所要額」欄には、「交付基本額」に生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(別表第1)及び別表第3に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨すること。
 - 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 - 「交付金」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、「交付金所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付金所要額」を記入すること。
 - 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の維持管理に要する費用」については、「備考」欄に「負担金」又は「分担金」と記入すること。

別紙様式4 (略)

別紙様式4の別紙

別紙様式4の別紙

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金事業 完了予定期日変更報告書

都道府県名

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		交付決定内容			完了予定年月日		予算の繰越		変更理由
				中事項	小事項	事業費	交付基本額	交付額	変更前	変更後	種別	繰越額	
I 水辺施設等耐震化事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
II 水辺事業等防災施設強化推進等事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
III 防災連携等基盤強化推進事業													
1													
2													
3													
小計													
IV 水辺事業におけるIoT・ICT活用推進モデル事業													
1													
2													
3													
小計													
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業													
1													
2													
3													
小計													
合計 (I + II + III + IV + V)													

(使用方法)

1 「種別」欄には、翌年度にわたる業務負担は「翌費」、明許繰越は「明許」、事故繰越は「事故」と記入すること。

別紙様式4 (略)

別紙様式4の別紙

別紙様式4の別紙

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金事業 完了予定期日変更報告書

都道府県名

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		交付決定内容			完了予定年月日		予算の繰越		変更理由
				中事項	小事項	事業費	交付基本額	交付額	変更前	変更後	種別	繰越額	
I 水辺施設等耐震化事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
II 水辺事業等防災施設強化推進等事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
III 防災連携等基盤強化推進事業													
1													
2													
3													
小計													
IV 水辺事業におけるIoT・ICT活用推進モデル事業													
1													
2													
3													
小計													
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業													
1													
2													
3													
小計													
合計 (I + II + III + IV + V)													

(使用方法)

1 「種別」欄には、翌年度にわたる業務負担は「翌費」、明許繰越は「明許」、事故繰越は「事故」と記入すること。

別紙様式8 (略)

別紙様式8の別表

別紙様式8の別表

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金事業 (元号) 年度終了実績報告書

都道府県名

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		交付決定内容			年度内進捗実績			翌年度繰越分		交付金 不利用額	実施期間			
				中事項	小事項	事業費	交付基本額	交付額	事業費支払 実績(税込)額	事業 進捗率	交付金 受入額	事業費	交付金額		竣工年月日	完了予定年月日		変更理由
																変更前	変更後	
I 水辺施設等耐震化事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小計																		
II 水辺事業運営基盤強化推進等事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小計																		
III 市民連携等基盤強化推進事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
IV 水辺事業におけるIoT・最先端活用推進モデル事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
合計 (I + II + III + IV + V)																		

別紙様式9～別添2 (略)

別紙様式8 (略)

別紙様式8の別表

別紙様式8の別表

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金事業 (元号) 年度終了実績報告書

都道府県名

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		交付決定内容			年度内進捗実績			翌年度繰越分		交付金 不利用額	実施期間			
				中事項	小事項	事業費	交付基本額	交付額	事業費支払 実績(税込)額	事業 進捗率	交付金 受入額	事業費	交付金額		竣工年月日	完了予定年月日		変更理由
																変更前	変更後	
I 水辺施設等耐震化事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小計																		
II 水辺事業運営基盤強化推進等事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小計																		
III 市民連携等基盤強化推進事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
IV 水辺事業におけるIoT・最先端活用推進モデル事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業																		
1																		
2																		
3																		
小計																		
合計 (I + II + III + IV + V)																		

別紙様式9～別添2 (略)

別紙

生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

第 1 通則

生活基盤施設耐震化等交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生労働省}令第 6 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

第 3 定義

1 生活基盤施設耐震化等交付金

第 2 に定める目的を達成するため、第 9 に定めるところにより都道府県が取りまとめた生活基盤施設の耐震化等に関する計画（以下「生活基盤施設耐震化等事業計画」という。）に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

第 6 に掲げる交付の対象となる事業のうち生活基盤施設耐震化等事業計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

3 交付対象事業者

都道府県から整備等に要する経費の一部の補助を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等をいう。

第 4 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県とする。

第5 計画期間

生活基盤施設耐震化等事業計画の期間は、生活基盤施設耐震化等事業計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね5年以内とする。

第6 交付の対象となる事業

1 交付の対象となる事業は、生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された次に掲げる事業とする。

(1) 水道施設等耐震化事業

水道施設及び保健衛生施設等の耐震化に関する事業

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に関する事業

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業

(4) 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業

IoT技術又は新技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、厚生労働大臣が認める事業

(5) 生活基盤施設耐震化等効果促進事業

生活基盤施設耐震化等事業計画に記載された事業等と一体的となってその効果を一層高めるため等を実施する事業

2 前項に定める事業の細目については、別に定めるものとする。

第7 交付額の算定方法

交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、別に定める算定方法により算出した額を合計した額とする。

第8 交付金の配分

都道府県は、国から交付される交付金を交付対象事業者に補助するものとする。

第9 生活基盤施設耐震化等事業計画の提出等

1 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による生活基盤施設耐震化等事業計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、第6第1項の(2)の事業を実施する場合は、別紙様式1の別添「都道府県広域化計画」を添付するものとする。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費

- 六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
 - 七 その他必要な事項
- 2 生活基盤施設耐震化等事業計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。
- 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること
 - 二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
 - 三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
 - 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
 - 五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること
- 3 厚生労働大臣は、都道府県から第1項の規定により生活基盤施設耐震化等事業計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、適当と認めた場合に受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、生活基盤施設耐震化等事業計画を変更する場合に準用する。

第10 申請手続

この交付金の交付の申請は、都道府県が、毎年度、生活基盤施設耐震化等事業計画に定められた交付対象事業のうち交付対象事業者が交付金を充てて実施するものについて、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第11 変更申請手続

この交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、都道府県が別紙様式3による変更交付申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

第12 交付金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

第13 交付決定までの標準的期間

厚生労働大臣は、第10又は第11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

第14 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、当該年度の2月20日までに別紙様式4による報告書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業の遂行状況の報告について、厚生労働大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別紙様式5による報告書を速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、厚生労働大臣は、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずる。
- (8) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式6による調書を作成するとともに、交付対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 都道府県が交付対象事業に対してこの交付金を財源として補助金を交付する場合には、(1)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。なお、この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは都道府県知事に、「国庫」とあ

るのは都道府県に読み替えるものとする。ただし、（４）及び（８）中「厚生労働大臣が別に定める」については、読み替えないものとする。

(10) （９）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(11) 厚生労働大臣は、（９）により付した条件に基づき交付対象事業者に財産の処分による収入があった場合には、その収入の全額又は一部を国庫に納付させることがある。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の返還を命ずる。

第 1 5 実績報告

都道府県は、別紙様式 7 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（第 1 4 の（１）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式 8 による年度終了実績報告書を、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

第 1 6 交付金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

第 1 7 生活基盤施設耐震化等事業計画の評価

1 生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出しようとする都道府県は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、第 9 第 1 項の規定に基づいて当該生活基盤施設耐震化等事業計画を厚生労働大臣に提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該生活基盤施設耐震化等事業計画に添付するものとする。

(1) 目標の妥当性

(2) 生活基盤施設耐震化等事業計画の効果及び効率性

(3) 生活基盤施設耐震化等事業計画の実現可能性

なお、水道施設整備事業の評価実施要領（平成 1 6 年 7 月 1 2 日健発第 0712003 号厚生労働省健康局長通知）及び水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目（平成 1 6 年 7 月 1 2 日健水発第 0712002 号厚生労働省健康局水道課長通知）に準じた事前評価を実施した事業と同等の事業内容のみを交付対象事業とする生活基盤施設耐震化等事業計画については、当該評価の結果を本規定の事前評価の結果として扱うことができるものとする。

2 都道府県は、生活基盤施設耐震化等事業計画を作成したときは、事前評価の結

果と合わせ、公表するものとする。

- 3 都道府県は、交付期間の終了時には、生活基盤施設耐震化等事業計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び厚生労働大臣への報告を行うものとする。
- 4 前項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了時とする。また、交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、原則、交付期間の最終年度中又はその翌年度とする。
- 5 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 交付対象事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況
 - (4) 今後の方針
- 6 都道府県は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は都道府県独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 生活基盤施設耐震化等事業計画の事前評価、中間評価及び事後評価の実施に当たり、評価の対象となる交付対象事業は、第6第1項の(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)に掲げる事業とする。
- 8 厚生労働大臣は、第3項の規定による報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言を行うことができる。

第18 指導監督交付金

- 1 厚生労働大臣は、都道府県が事業の円滑な運営及び適正な執行を図るため、国との連絡、交付対象事業者に対して行う指導監督、水道基盤強化に係る研修事業、水道基盤強化に係る技術者派遣事業並びに生活基盤施設耐震化等事業計画及び都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成等の事務に要する経費に対して、指導監督交付金を交付することができる。

ただし、都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成に要する経費については、令和11年度を交付期限とする。
- 2 指導監督交付金の対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 水道基盤強化に係る研修事業については、別添1に定める要件を満たすものであること。
- 4 水道基盤強化に係る技術者派遣事業については、別添2に定める要件を満たすものであること。
- 5 指導監督交付金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 厚生労働大臣が別に定める額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少

ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。

6 都道府県が指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、第10に規定する交付申請書に別紙様式9による内訳書を添付するものとする。

7 交付決定を受けた指導監督交付金について、交付決定の内容を変更しようとするときは、第11に規定する変更交付申請書に別紙様式9に準じた内訳書を添付するものとする。

8 指導監督交付金の実績報告は、第15に規定する報告書に別紙様式10による内訳書を添付して行うものとする。

9 第14に定める交付の条件のうち(1)から(8)、第16に定める交付金の返還については、指導監督交付金手続きについて準用する。この場合において、「交付対象事業」とあるのは事務に読み替えるものとする。

第19 監督等

1 厚生労働大臣は都道府県及び交付対象事業者に対し、都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 厚生労働大臣は都道府県及び交付対象事業者に対し、都道府県知事は交付対象事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、生活基盤施設耐震化等交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第20 その他

特別の事情により第7、第9、第10、第11、第15、第17及び第18に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 指導監督交付金の対象経費

費目	細目	説明
人件費	職員手当等	交付対象事業の指導監督事務、生活基盤施設耐震化等事業計画並びに都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成、水道基盤強化に係る研修会の開催及び水道基盤強化に係る技術者派遣等の事務に直接従事する定数職員（地方公務員法第22条に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員に対する職員手当等（時間外勤務手当に限る。）とする。
諸謝金	報償費	生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成等に直接必要な検討会及び水道基盤強化に係る研修会等の開催並びに水道基盤強化に係る技術者派遣に必要な報償費とする。
旅費	旅費	交付対象事業を実施する市町村に対する指導監督事務の実施、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成、水道基盤強化に係る研修会の開催及び水道基盤強化に係る技術者派遣等のため直接必要な旅費（本省連絡旅費、市町村指導監督旅費、施設調査旅費、検討会等委員出席旅費、研修会講師旅費、技術者派遣旅費）とする。
庁費	報酬 職員手当等 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	交付対象事業を実施する地方公共団体等に対する指導監督事務、生活基盤施設耐震化等事業計画の作成及び評価、都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成、水道基盤強化に係る研修会の開催及び水道基盤強化に係る技術者派遣等の事務の実施のため直接必要な本庁の庁費（報酬（保険料を含む。）、職員手当等、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（取得金額15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣に協議して承認を得たものに限る。））とする。

生活基盤施設耐震化等事業計画

(元号) 年 月 日

計画の名称													
計画の期間				交付対象									
計画の目標													
計画の成果目標（定量的指標）													
定量的指標の定義及び算定式										定量的指標の現況値及び目標値			備考
										当初現況値 (元号) 年度当初	中間目標値 (元号) 年度末	最終目標値 (元号) 年度末	
全体事業費 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円		
全体交付額 (A+B+C+D+E)	千円	A	千円	B	千円	C	千円	D	千円	E	千円		
交付対象事業													
A 水道施設等耐震化事業													
番号	事業種別	地域種別	事業主体	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							合計						
B 水道事業運営基盤強化推進等事業													
番号	事業種別	地域種別	事業主体	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							合計						
C 官民連携等基盤強化支援事業													
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							合計						
D 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業													
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							合計						
E 生活基盤施設耐震化等効果促進事業													
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							合計						

生活基盤施設耐震化等事業計画

令和 年 月 日

計画の名称	〇〇〇〇県における〇〇〇圏域の水道事業基盤の強化推進及び〇〇〇管内の水道施設の強靱化推進													
計画の期間	令和〇〇年度 ～ 令和〇〇年度（5年間）				交付対象	〇〇市、〇〇町、〇〇村								
計画の目標														
計画の成果目標（定量的指標）	〇〇〇〇管内における管路の経年化率の減少（R〇〇年度末：〇〇% → R〇〇年度末：〇〇%） 〇〇〇〇管内における管路の耐震適合率の向上（R〇〇年度末：〇〇% → R〇〇年度末：〇〇%） 〇〇〇〇管内における病院等重要施設への給水の確実性の向上（重要施設に接続する管路の耐震適合率 R〇〇年度：〇〇% → R〇〇年度：〇〇%）													
定量的指標の定義及び算定式									定量的指標の現況値及び目標値			備考		
									当初現況値 (R〇〇年度当初)	中間目標値 (R〇〇年度末)	最終目標値 (R〇〇年度末)			
経年化率（%）：法定耐用年数を超えた管路延長／管路総延長									〇〇%	〇〇%	〇〇%			
耐震適合率（%）：耐震適合性のある管路／管路総延長									〇〇%	〇〇%	〇〇%			
災害時の強靱性（%）：耐震適合性のある管路による給水を受ける重要施設数／総重要施設数									〇〇%	〇〇%	〇〇%			
全体事業費 (A+B+C+D+E)	〇〇〇千円	A	〇〇〇千円	B	〇〇〇千円	C	〇〇〇千円	D	〇〇〇千円	E	〇〇〇千円			
全体交付額 (A+B+C+D+E)	〇〇〇千円	A	〇〇〇千円	B	〇〇〇千円	C	〇〇〇千円	D	〇〇〇千円	E	〇〇〇千円			
交付対象事業														
A 水道施設等耐震化事業														
番号	事業種別	地域種別	事業主体	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			
	水道	一般	〇〇市水道	A市耐震化事業	更新管路延長 〇〇km（管種）	A市						・・・	・・・	
	水道	一般	〇〇町水道	B市耐震化事業	更新管路延長 〇〇km（管種）	B町						・・・	・・・	
	水道	一般	〇〇市水道	E市耐震化事業	〇〇〇地区の配水管容量増（〇〇m ³ -〇〇m ³ ）	E市						・・・	・・・	
合計											・・・	・・・		
B 水道事業運営基盤強化推進等事業														
番号	事業種別	地域種別	事業主体	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			
	水道	一般	〇〇市水道	〇〇〇圏域広域化事業	〇〇〇浄水場の統廃合	A市						・・・	・・・	
	水道	離島	〇〇市水道	〇〇〇圏域広域化事業	〇〇〇地区の老朽管更新（〇〇km）	D町						・・・	・・・	
	用供	一般	〇〇企業団											
合計											・・・	・・・		
C 官民連携等基盤強化支援事業														
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			
D 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業														
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			
合計														
E 生活基盤施設耐震化等効果促進事業														
番号	事業種別	地域種別	事業者	事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (千円)	全体交付額 (千円)	備考
							R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			
合計														

都道府県広域化計画

1. 都道府県の概況

都道府県全域について、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）の給水状況、経営状況などを記載する。

表－1 給水状況

水道事業者等	水道事業							水道用水供給事業		
	現在給水人口 (人)	一日給水量 (m ³)		年間給水量 (千m ³)	職員数 (人)				一日最大 給水量(m ³)	年間給水量 (千m ³)
		最大	平均		事務職	技術職	その他	計		

注) 職員数の「その他」欄には、検針職員、集金職員、技能職員、その他職員の数に記載する。

2. 水道事業運営基盤強化推進事業の概要

表－2 圏域の区分

圏域名	圏域に含まれる事業								広域化	
	地方公共団体名	水道事業者等	現在給水 人口 (a)	管路 総延長 (b)	(b)/(a)	水道料金	資本単価	地震対策地 域指定の 有無	形態	目標年度
○○圏域									事業統合 又は 経営の一体化	令和××年度
	計 △	計 ×事業者	計 ○人	—	—	—	—	—		
◇◇圏域									事業統合 又は 経営の一体化	令和□□年度
	計 ×	計 ○事業者	計 △人	—	—	—	—	—		

注1) 水道基盤強化計画等に基づく圏域とすること。

注2) 圏域を図等で示し添付すること。

注3) 水道料金は1ヶ月に10m³使用した場合の家事用料金を記入すること。

注4) 地震対策地域とは生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領の別表第1水道事業運営基盤強化推進事業に定める地震対策地域とする。

3. 広域化スケジュール

広域化の実施スケジュールについては、圏域ごとに作成するものとし、広域化の形態、事業統合等の目標年度を明示すること。

表-3 各圏域の広域化スケジュール

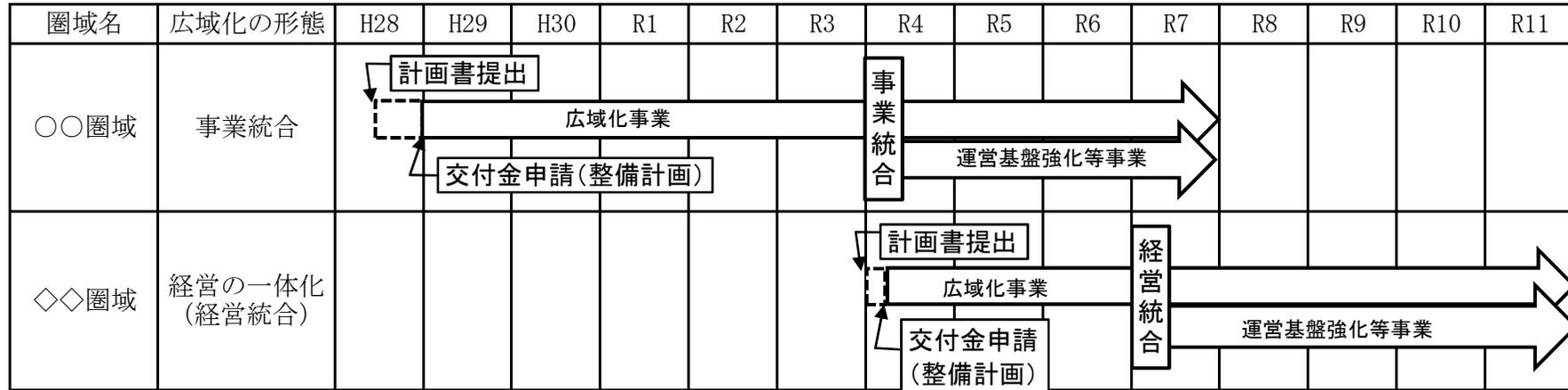


表-4 水道事業運営基盤強化推進事業費

(単位：千円)

圏域名	事業	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
○○圏域	広域化事業	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○				
	運営基盤強化等事業						○○○	○○○	○○○	○○○	○○○				
	計	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○				
◇◇圏域	広域化事業							○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	運営基盤強化等事業											○○○	○○○	○○○	○○○
	計							○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

注) 記載する額は交付(予定)額とする。

別紙様式2 交付申請書

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金交付申請書

生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象事業について、同交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 計画の目標
- 2 交付申請額 金 円也
- 3 (元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金交付申請調書（別添）

別紙様式3 変更交付申請書

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金変更交付申請書

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食 第 号をもって交付の決定を受けた生活基盤施設耐震化等交付金について、下記のとおり交付決定の変更を申請する。

記

- 1 変更後交付申請額 金 円也
(既交付決定額からの増△減額 金 円)
- 2 変更理由
- 3 生活基盤施設耐震化等交付金変更交付申請調書 (別添)

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金交付申請調査書

都道府県名

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		a 総事業費	b 寄付金その他の収入額	c 単独事業費	d 差引額 <small>トモ又はトモのいずれか少ない額</small>	e 基準事業費	f 交付基本額 <small>収又は収のいずれか少ない額</small>	g 交付率	h (f×g) 交付金所要額	i 仕入に係る消費税等相当額	j (h-i) 交付額	k 事業実施期間		備考
				中事項	小事項											着手年月日	完了予定年月日	
I 水道施設等耐震化事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
小計																		
II 水道事業運営基盤強化推進等事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
小計																		
III 官民連携等基盤強化推進事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
小計																		
IV 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
小計																		
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業																		
1																		
2																		
3																		
4																		
小計																		
VI 指導監督交付金																		
合計 (I + II + III + IV + V + VI)																		

(使用方法)

- 変更場合には、変更前を上段()として、変更後の内容を下段に記入すること。
- 別紙様式3の別添として使用する場合は、標題を「(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金変更交付申請調査書」とすること。
(記載上の注意)
- 「事業種別」欄には、「上水」、「簡水」、「飲水」、「用供」、「保衛」の別を記入すること。
- 「地域種別」欄には、「一般」、「離島」、「奄美」の別を記入すること。
- 「事業区分」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領別表第1及び別表第2により該当する事業を記入すること。
- 「総事業費」欄には、本年度の事業に対する事業費の総額(単独事業費を含む。)を記入すること。
- 「寄付金その他の収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既設施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「単独事業費」欄には、事務所、倉庫、門、へい、植樹、その他当該水道施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用及び生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領別表第6に定める以外の事業費並びに事業実施計画に交付対象外とした経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「寄付金その他の収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「基準事業費」欄には、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領第7により算定された事業費を記入すること。
- 「交付基本額」欄には、「差引額」と「基準事業費」を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 「交付金所要額」欄には、「交付基本額」に生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領別表第1及び別表第2に定める交付率を乗じて得た額を記入し、千円未満は切捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「該当なし」とし、明らかでない場合は「未確定」と記入すること。
- 「交付額」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、「交付金所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は「交付金所要額」を記入すること。
- 「特定多目的ダム法第7条第1項の規定により負担する負担金及びこれに準ずる多目的ダム等の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用」については、「備考」欄に「負担金」又は「分担金」と記入すること。

別紙様式4 完了予定期日変更報告書

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金事業の完了予定期日変更報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食 第 号をもって交付の決定を受けた生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象事業について、完了予定期日を変更したいので、別紙のとおり報告する。

都道府県名	
-------	--

(単位：円)

No.	事業種別	地域種別	事業主体	事業区分		交付決定内容			完了予定年月日		予算の繰越		変更理由
				中事項	小事項	事業費	交付基本額	交付額	変更前	変更後	種別	繰越額	
I 水道施設等耐震化事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
II 水道事業運営基盤強化推進等事業													
1													
2													
3													
4													
5													
小計													
III 官民連携等基盤強化推進事業													
1													
2													
3													
小計													
IV 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業													
1													
2													
3													
小計													
V 生活基盤施設耐震化等効果促進事業													
1													
2													
3													
小計													
合計 (I + II + III + IV + V)													

(使用方法)

1 「種別」欄には、翌年度にわたる債務負担は「翌債」、明許繰越は「明許」、事故繰越は「事故」と記入すること。

別紙様式 5 消費税等相当額報告書

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定があった生活基盤施設耐震化等交付金について、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱第 1 4 (7) の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 5 条
による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3 - 2）
金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金調書

都道府県名	
-------	--

(単位：円)

国		地方公共団体										備考	
		歳入			歳出								
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額		支出済額	うち交付金相当額		翌年度繰越額	うち交付金相当額

(記載上の注意)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入においては款項目節を、歳出にあっては、款項目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業に係る交付金の交付額についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書き（ ）をもって附記すること。
- PFI事業において、買収に要する費用を割賦払いの方法により、後年度にわたり支出する場合は、後年度支出分を上段（ ）で別掲すること。

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金実績報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食 第 号をもって交付の決定を受けた生活基盤施設耐震化等交付金について、事業が完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 交付金精算額 金 円也

2 工事期間

(記載上の注意)

- 1 交付対象事業を翌年度へ繰り越した場合にあつては「(元号) 年度 (元号) 年度への繰越分) 生活基盤施設耐震化等交付金実績報告書」と記入すること。
- 2 事業実績報告書の記載に当たっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き当該変更部分の上段に () 書きで申請時の内容を記載すること。
- 3 P F I 事業が含まれる場合は、当該事業分だけを抜粋して別添を作成すること。
また、買収に要する費用を割賦払いの方法により後年度にわたり支出する場合は、割賦払いの期間中における年度ごとの支出計画及び施設の所有権が選定事業者から移転されたことを証する書類を添付すること。ただし、年度ごとの支出計画については、申請時に添付した書類と同じ場合は省略することができる。

別紙様式8 年度終了実績報告書

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金年度終了実績報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発生食 第 号をもって交付の決定を受けた生活基盤施設耐震化等交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

総括表

(単位：円)

区 分	指導監督の対象		指導監督交付金交付申請額				
	指導監督対象 事業主体数	交付金 交付申請額	人件費	諸謝金	旅費	庁費	計
交 付 申 請							
合 計							

別表 1 人件費算出内訳

員 数	時 間	単 価	金 額	備 考
延人		円	円	
合 計				

別表 2 諸謝金算出内訳

内 容	開 催 予 定	員 数	単 価	金 額	備 考
〇〇検討会	〇月	延人	円	円	
合 計					

別表 3 旅費算出内訳

用 務	旅 行 予 定	員 数	単 価	金 額	備 考
1 本省連絡 〇〇市～〇〇市	〇月	延人	円	円	
2 市町村指導監督 〇〇市～〇〇市					
3 施設調査 〇〇市～〇〇市					
4 検討会等委員出席 〇〇市～〇〇市					
合 計					

別表4 庁費算出内訳

費 目	品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
報 酬			円	円	
職 員 手 当 等					
需 用 費					
消耗品費					
燃料費					
〇〇〇					
役 務 費					
通信運搬費					
〇〇〇費					
〇〇〇費					
物品購入費					
〇〇〇費					
〇〇〇費					
合 計					

(使用方法)

- 1 変更の場合には、変更前を上段（ ）として、変更後の内容を下段に記入すること。
- 2 変更の場合には、標題を「(元号) 年度生活基盤施設耐震化等交付金(指導監督交付金)事業変更内訳書」とすること。

(記載上の注意)

- 1 総括表の「交付金交付申請額」欄には、別紙様式第2の別添の水道施設耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業及び水道事業におけるIoT推進事業の「交付額」欄の合計を記入すること。

総括表

(単位：円)

区 分	指導監督の対象		指導監督交付金所要額				
	指導監督対象 事業主体数	交付金 交付決定額	人件費	諸謝金	旅費	庁費	計
交 付 決 定							
実 績							
差引過不足額							

別表1 人件費算出内訳

員 数	時 間	単 価	金 額	備 考
延人		円	円	
合 計				

別表2 諸謝金算出内訳

内 容	開 催 年 月 日	員 数	単 価	金 額	備 考
〇〇検討会	〇月〇日～〇月〇日	延人	円	円	
合 計					

別表3 旅費算出内訳

用 務	年 月 日	員 数	単 価	金 額	備 考
1 本省連絡 〇〇市～〇〇市	〇月〇日～〇月〇日	延人	円	円	
2 市町村指導監督 〇〇市～〇〇市					
3 施設調査 〇〇市～〇〇市					
4 検討会等委員出席 〇〇市～〇〇市					
合 計					

別表4 庁費算出内訳

費 目	品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
報 酬			円	円	
職 員 手 当 等					
需 用 費					
消耗品費					
燃料費					
〇〇〇					
役 務 費					
通信運搬費					
〇〇〇費					
〇〇〇費					
物品購入費					
〇〇〇費					
〇〇〇費					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 総括表の「交付金交付決定額」欄には、別紙様式第2の別添の水道施設耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業及び水道事業におけるIoT活用推進事業の「交付決定額」欄の合計を記入すること。

別添 1

水道基盤強化に係る研修事業について

1 事業の目的

水道法第2条の2第2項及び水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年9月30日厚生労働省告示第135号）に基づき、都道府県が管内の水道事業者等の人材育成に資する研修事業（以下「研修事業」という。）を実施することにより、水道事業者等の技術力等の向上を図り、将来的な広域連携の実現に資することを目的とする。

2 事業内容

以下に掲げる内容を中心に研修事業を実施する。なお、研修の形態については座学に限定せず、実地研修や遠隔研修など適切な形態で実施すること。

- （1）広域連携に関する事項
- （2）適切な資産管理に関する事項
- （3）官民連携に関する事項
- （4）その他水道の基盤強化に関する事項

3 対象者

研修事業を実施する都道府県の管内の水道事業者及び水道用水供給事業者であること。

4 作成書類

研修事業に係る指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、以下に掲げる書類を別紙様式9に添付すること。

- （1）研修事業に係る実施要領
- （2）研修事業のカリキュラム及び年間スケジュール
- （3）参加予定の水道事業者等のリスト

別添 2

水道基盤強化に係る技術者派遣事業について

1 事業の目的

水道法第2条の2第2項及び水道の基盤を強化するための基本的な方針（令和元年9月30日厚生労働省告示第135号）に基づき、都道府県が管内の水道事業者の人材育成に資する技術者派遣事業（以下「技術者派遣事業」という。）を実施することにより、水道事業者等の技術力等の向上を図り、将来的な広域連携の実現に資することを目的とする。

2 対象事業

- （1）派遣先については、管内の水道事業者とする。
- （2）派遣元については、都道府県及び都道府県の依頼を受けた都道府県管内の水道事業者とする。

3 事業内容

派遣先に対して、以下の支援を実施し、単年度内で完結するものであること。

- （1）水道の施設整備（設計・施工監理等）
- （2）長期計画（耐震化計画、水安全計画等）の策定
- （3）水道料金体系の検討・収支の見直し
- （4）マニュアル（危機管理マニュアル等）の作成支援
- （5）その他小規模事業者の人材育成に資する支援

4 作成書類

技術者派遣事業に係る指導監督交付金の交付を受けようとする場合は、以下に掲げる書類を別紙様式9に添付すること。

- （1）派遣事業の実施要領
- （2）派遣先及び支援の内容がわかるもの
- （3）年間スケジュール

※参考資料により、派遣事業の実施によって見込まれる成果を説明すること。